

○小平市中心身障害児福祉手当支給条例

昭和41年

条例第19号

改正 昭和44年条例第7号

昭和44年条例第20号

昭和47年条例第13号

昭和48年条例第39号

昭和49年条例第12号

昭和50年条例第13号

昭和51年条例第10号

昭和52年条例第8号

昭和53年条例第7号

昭和55年条例第8号

昭和55年条例第27号

昭和56年条例第15号

昭和57年条例第17号

昭和58年条例第8号

昭和59年条例第10号

昭和60年条例第6号

昭和61年条例第13号

昭和62年条例第7号

昭和63年条例第10号

平成元年条例第8号

平成2年条例第10号

平成3年条例第12号

平成4年条例第16号

平成5年条例第9号

平成6年条例第15号

平成7年条例第8号

平成8年条例第10号

平成11年条例第2号

平成12年条例第27号

平成14年条例第16号

平成26年条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害児を保護している者に心身障害児福祉手当（以下「手当」という。）を支給し、その健全な発育を助長するとともに、福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、年齢が20歳未満の者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条第3項の規定に基づく4級以上の障害を有する者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において、精神発育の遅滞の程度が軽度以上と判定された者
- (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1に規定する特殊疾病に罹患している者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行うもの、後見人その他のものであつて、児童を現に扶養保護しているものをいう。

(支給要件等)

第3条 手当は、小平市の区域に住所を有する保護者に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月の分として支給する手当については、前々年の所得。以下同じ。）の額が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する当該保護者の控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でなく、かつ、手当の支給の対象となる月の属する年度の末日において18歳以下である児童で当該保護者が当該年度の前年度（4月及び5月の分として支給する手当については、前々年度）の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

(2) 児童が規則で定める施設に入所しているとき。

2 手当を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、本人に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当したときは、受給資格を失う。

(1) 保護者でなくなつたとき

(2) 保護者が本市に居住しなくなつたとき

(3) 児童が死亡したとき

(4) 児童が第2条の規定に該当しなくなつたとき

2 前項各号の一に該当することになつたときは、受給者は、すみやかに市長に届出をしなければならない。

(手当)

第5条 手当の額は、別表のとおりとする。

2 第2条第1項の各号に掲げる状態が2つ以上あるときにおける手当の額は、前項別表に掲げる区分に応ずる最高の額とする。

3 手当は、第3条の規定により、受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、受給資格を失つた日の属する月まで支給する。

(支給の制限等)

第6条 市長は、受給者が次の各号に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 児童の保護を怠つていると認めるとき

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき

2 受給者が小平市児童育成手当条例(昭和44年条例第19号)による手当を受けた場合は、その手当を受けている期間中、この条例による手当は停止する。

(手当の返還等)

第7条 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長が当該手当をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し、その児童の障害程度につき判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和42年3月22日・昭和41年条例第19号)

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第3条第1項本文並びに第5条第1項及び第3項の規定にかかわらず、平成14年9月30日に第2条第1項第4号に該当する児童の保護者のうち当該児童の慢性肝炎又は肝硬変・へパトーム（以下「疾病」という。）のり患により手当の支給を受けていた者（以下「特定受給者」という。）であつて、平成14年10月1日（以下「基準日」という。）において市町村民税非課税世帯（特定受給者及び特定受給者と同一の世帯に属する者（特定受給者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）が特定受給者と同一の世帯に属さない場合には、当該扶養義務者を含む。）全員が前年度分（基準日から平成15年3月31日までは当該年度分とする。）の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（小平市税条例（昭和25年条例第4号）第31条第1項の規定により、又は特別区若しくは他の市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。以下同じ。）に属する者（以下「非課税世帯特定受給者」という。）に係る手当については、平成14年10月分から基準日から起算して3年を経過する日（非課税世帯特定受給者の属する世帯が市町村民税非課税世帯ではなくなつたときはその日）、当該児童の疾病の治ゆした日又は小平市の区域内に住所を有しなくなつた日のいずれか早い日の属する月の分までを、次に定めるところにより支給する。

手当月額		
平成14年10月から平成15年9月まで	平成15年10月から平成16年9月まで	平成16年10月から平成17年9月まで
7,750円	5,800円	3,800円

附 則 (昭和44年6月17日・昭和44年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年12月18日・昭和44年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。

附 則 (昭和48年3月12日・昭和47年条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月12日・昭和48年条例第39号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月13日・昭和49年条例第12号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月23日・昭和50年条例第13号）

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月11日・昭和51年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 昭和51年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年9月12日・昭和52年条例第8号）

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 昭和52年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年9月22日・昭和53年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年9月26日・昭和55年条例第8号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日・昭和55年条例第27号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小平市重度心身障害児福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条及び第3条の規定により支給要件に該当する者で、昭和56年4月30日までに認定の申請を行つた者については、新条例第5条第3項の規定にかかわらず、昭和56年4月分から手当を支給する。

附 則（昭和56年9月30日・昭和56年条例第15号）

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 昭和56年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例に

よる。

附 則（昭和57年9月13日・昭和57年条例第17号）

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 昭和57年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年9月13日・昭和58年条例第8号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 昭和58年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年9月17日・昭和59年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 昭和59年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年9月6日・昭和60年条例第6号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 昭和60年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年9月4日・昭和61年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 昭和61年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年9月10日・昭和62年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 昭和62年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年9月8日・昭和63年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 昭和63年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月8日・平成元年条例第8号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。

- 2 平成元年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成2年9月14日・平成2年条例第10号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 平成2年9月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月27日・平成3年条例第12号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月以前の月分の重度心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の小平市心身障害児福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第2号に規定する精神発育の遅滞の程度が軽度に該当する者で、平成3年4月30日までに認定の申請を行った者については、新条例第5条第3項の規定にかかわらず、平成3年4月分から手当を支給する。

附 則（平成4年5月13日・平成4年条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成4年3月以前の月分の心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月12日・平成5年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年3月以前の月分の心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日・平成6年条例第15号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月以前の月分の心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月10日・平成7年条例第8号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月以前の月分の心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月31日・平成8年条例第10号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月以前の月分の心身障害児福祉手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月1日・平成11年条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日・平成12年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の小平市心身障害児福祉手当支給条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき心身障害児福祉手当（以下「手当」という。）を支給されている者（旧条例第6条第2項の規定により手当の支給を停止されている者を含む。以下「受給者」という。）のうち、この条例による改正後の小平市心身障害児福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第3条第1項ただし書又は第5条の規定により、手当を支給されないこととなり、又は手当の額が減額されることとなるものについては、当該支給されないこととされる期間（平成12年8月から平成15年5月までに限る。）、又は減額とされる期間（平成12年8月から平成14年5月までに限る。）に限り、これらの規定にかかわらず、次に定めるところにより手当を支給する。

支給の対象となる児童の区分		手当月額			
		平成12年8月 から平成13年5月 まで	平成13年6月 から平成14年5月 まで	平成14年6月 から平成15年5月 まで	
1	(1) 新条例第2条第1項第1号に該当する者のうち、1級又は2級の障害を有するもの	ア 受給者の前年の所得（1月から5月までの月の分として支給する	15,500円	11,600円	/
	(2) 新条例第2条第1項第2号に該当する者のうち、精神発育の遅滞の程度が中度以上と判定されたもの				
	(3) 新条例第2条第1項第3号に該当する者				

2	1に該当しない児童	ア 受給者の前年の所得の額が規則で定める額未満の者	7,750円	5,800円	
		イ 受給者の前年の所得の額が規則で定める額以上の者	5,800円	3,800円	2,000円

附 則（平成14年9月27日・平成14年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日・平成26年条例第32号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（小平市中心身障害児福祉手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の小平市中心身障害児福祉手当支給条例第2条第1項第4号の規定は、平成27年1月以後の月分の心身障害児福祉手当の支給について適用し、平成26年12月分までの心身障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から平成29年12月31日までの間における第1条の規定による改正後の小平市中心身障害児福祉手当支給条例第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」とあるのは「、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」と、「者」とあるのは「者又は平成26年12月分の心身障害児福祉手当の支給の対象となつた者のうち小平市中心身障害児福祉手当支給条例及び小平市中心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例（平成26年条例第32号）の施行の日において劇症肝炎若しくは重症急性^{すい}膵炎に罹患している者であつて当該劇症肝炎若しくは重症急性膵炎が治癒していないもの」とする。

別表（第5条関係）

支給の対象となる児童の区分		手当月額
1	(1) 第2条第1項第1号に該当する者のうち、1級又は2級の障害を有するもの (2) 第2条第1項第2号に該当する者のうち、精神発育の遅滞の程度が中度以上と判定されたもの	7,750円

	(3) 第2条第1項第3号に該当する者		
2	1に該当しない児童	ア 受給者の前年の所得の額が規則で定める額未満の者	7,750円
		イ 受給者の前年の所得の額が規則で定める額以上の者	3,800円

○小平市中心身障害児福祉手当支給条例施行規則

昭和41年

規則第17号

改正 昭和60年規則第12号

平成元年規則第27号

平成3年規則第8号

平成11年規則第11号

平成12年規則第37号

平成13年規則第22号

平成14年規則第27号

平成14年規則第29号

平成16年規則第7号

平成17年規則第39号

平成18年規則第31号

平成19年規則第39号

平成24年規則第9号

平成24年規則第20号

平成25年規則第24号

平成27年規則第71号

平成28年規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市中心身障害児福祉手当支給条例（昭和41年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所得の範囲)

第1条の2 条例第3条第1項第1号の所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（同法第1条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により特別区が課する特別区民税を含む。以下同じ。）に係る同法その他の市町村民税に関する法令に規定する非課税所得以外の所得とする。

(所得の計算方法)

第1条の3 条例第3条第1項第1号に規定する所得の額は、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項の総所得金額、退職

所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項の市町村民税につき、保護者が次の各号に掲げる額の控除を受けている場合は、その者の前年の所得について前項の規定により算定した額から当該各号に掲げる額をそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額 これらの規定によつて控除すべき額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する障害者控除額 当該控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円）

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除額 27万円（当該寡婦が同条第3項に規定する寡婦である場合は、35万円）

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する勤労学生控除額 27万円
（支給の対象とならない保護者の所得の額）

第1条の4 条例第3条第1項第1号の規則で定める額は、473万5千円（当該保護者に控除対象配偶者、扶養親族又はこれらの者以外の者で、かつ、手当の支給の対象となる月の属する年度の末日において18歳以下である児童で当該保護者が当該年度の前年度（4月及び5月の分として支給する手当については、前々年度）の12月31日において生計を維持したものがあつた場合は、これらの者1人につき43万5千円（控除対象配偶者又は扶養親族が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合は53万5千円、扶養親族が特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。第5条の3において同じ。）である場合は63万5千円）を473万5千円に加算した額）とする。

（施設）

第1条の5 条例第3条第1項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共

に入所するもの及び通所により利用するものを除く。)とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(申請)

第2条 条例第3条第2項の規定により受給資格の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、小平市心身障害児福祉手当受給資格認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に申請者の扶養する児童が条例第2条第1項の規定に該当することを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者が手当の支給を受けようとする年（1月から5月までの月の分として支給される手当については、これらの月の属する年の前年）の1月1日において小平市以外の区市町村に住所を有していたとき。 当該申請者の前年（1月から5月までの月の分の手当については、前々年）の所得並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する当該申請者の控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該申請者の扶養親族等でなく、かつ、手当の支給の対象となる月の属する年度の末日において18歳以下である児童で当該申請者が当該年度の前年度（4月及び5月の分として支給する手当については、前々年度）の12月31日において生計を維持したものの有無及び数についての当該区市町村長の証明書又は当該事実を証する書類
- (2) 申請に係る児童が次に掲げる者に該当するとき。 それぞれに定める書類
 - ア 小平市の区域に住所を有しない者 当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - イ 申請者と同居しない者 当該事実を証する書類
 - ウ 申請者の子でない者 当該事実を証する書類及び当該児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
 - エ 所得税法に規定する扶養親族でない者であつて、申請者が前年（1月から5月までの月の分の手当については、前々年）の12月31日においてその生計を維持したものの当該事実を証する書類

(認定)

第3条 市長は、条例第3条第2項の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、受給資格があると認定した者については、小平市中心身障害児福祉手当受給者台帳（別記様式第2号）に登載するものとする。

(通知)

第4条 条例第3条第3項の規定による通知は、小平市中心身障害児福祉手当受給資格認定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

2 市長は、申請者に受給資格がないと認めるときは、小平市中心身障害児福祉手当受給資格認定申請却下通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第4条第2項の規定による届出は、小平市中心身障害児福祉手当受給資格消滅届（別記様式第5号）によるものとする。

2 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに小平市中心身障害児福祉手当受給変更届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

第5条の2 受給者は、6月1日から同月30日までの間に、その現況について小平市中心身障害児福祉手当現況届（別記様式第7号。以下「現況届」という。）に受給者の扶養する児童が条例第2条第1項の規定に該当することを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に掲げる書類を現況届に添付しなければならない。

(1) 受給者がその年の1月1日において小平市以外の区市町村に住所を有していたとき。

当該受給者の前年の所得並びに所得税法に規定する当該受給者の扶養親族等及び当該受給者の扶養親族等でなく、かつ、手当の支給の対象となる月の属する年度の末日において18歳以下である児童で当該受給者が当該年度の前年度の12月31日において生計を維持したものの有無及び数についての当該区市町村長の証明書又は当該事実を証する書類

(2) 届出に係る児童が次に掲げる者に該当するとき。 それぞれに定める書類

ア 小平市の区域に住所を有しない者 当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し

イ 受給者と同居しない者 当該事実を証する書類

ウ 受給者の子でない者 当該事実を証する書類並びに当該児童の父及び母の戸籍又

は除かれた戸籍の謄本又は抄本

エ 所得税法に規定する扶養親族でない者であつて、受給者が前年の12月31日においてその生計を維持したもの 当該事実を証する書類
(手当の額の区分において基準となる所得の額)

第5条の3 条例別表の規則で定める額は、360万4千円（当該受給者に控除対象配偶者、扶養親族又はこれらの者以外の者で、かつ、手当の支給の対象となる月の属する年度の末日において18歳以下である児童で当該受給者が当該年度の前年度（4月及び5月の分として支給する手当については、前々年度）の12月31日において生計を維持したものがあ
る場合は、これらの者1人につき38万円（控除対象配偶者又は扶養親族が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合は48万円、扶養親族が特定扶養親族等である場合は63万円）を360万4千円に加算した額）とする。

2 小平市中心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例（平成12年条例第27号）附則第2項の表の規則で定める額は、473万5千円（当該受給者に控除対象配偶者、扶養親族又はこれらの者以外の者で、かつ、手当の支給の対象となる月の属する年度の末日において18歳以下である児童で当該受給者が当該年度の前年度（4月及び5月の分として支給する手当については、前々年度）の12月31日において生計を維持したものがあ
る場合は、これらの者1人につき43万5千円（控除対象配偶者又は扶養親族が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合は53万5千円、扶養親族が特定扶養親族である場合は63万5千円）を473万5千円に加算した額）とする。

(手当の支払い)

第6条 手当は、2月、6月及び10月（以下「支払期月」と総称する。）に当該支払期月の前月までの分を支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期月が経過した後において支払うとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他の事由により市長が特に必要と認めるとき。

附 則（昭和42年3月22日・昭和41年規則第17号）

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行に伴い、昭和42年度に限り第6条の第1期支給月は、第2期とあわせ第2期支給月に支給することができる。

附 則（昭和61年3月18日・昭和60年規則第12号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の小平市重度心身障害児福祉手当支給条例施行規則第6条の表の規定にかかわらず、昭和61年6月に支給する第1期の手当については、支給期間を同年4月及び5月とする。

附 則（平成元年11月29日・平成元年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

附 則（平成3年3月27日・平成3年規則第8号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日・平成11年規則第11号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日・平成12年規則第37号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年5月30日・平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日・平成14年規則第27号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月30日・平成14年規則第29号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日・平成16年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日・平成17年規則第39号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日・平成18年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第1条の5の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小平市中心身障害児福祉手当支給条例施行規則第1条の3第2項の規定は、平成18年6月以後の月分の心身障害児福祉手当の支給について適用し、同

年5月以前の月分の心身障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日・平成19年規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の小平市中心身障害児福祉手当支給条例施行規則第1条の3第1項の規定は、平成19年6月以後の月分の心身障害児福祉手当の支給から適用し、同月前の月分の心身障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日・平成24年規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第1条の3第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月31日・平成24年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第1条の4及び第5条の3の規定は、平成24年6月以後の月分の心身障害児福祉手当の支給から適用し、同月前の月分の心身障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日・平成25年規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の5第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日・平成27年規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月25日・平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

小平市中心障害児福祉手当受給資格認定申請書

		年 月 日			
小平市長殿 小平市中心障害児福祉手当の受給資格の認定を申請します。 所得状況等の調査の権限を小平市長に委任します。					
氏名			㊦		
保護者（申請者）	フリガナ		生年月日		
	氏名		年 月 日		
			性別	男・女	
			個人番号		
	住所	小平市	転入		
			年 月 日		
	連絡先	電話 () / 携帯 ()			
配偶者の有無	有・無	配偶者氏名	個人番号		
勤務先名	電話 ()				
児童	氏名	生年月日・個人番号	性別	続柄	保護者との状況
	1	年 月 日	男・女		同居・別居
		個人番号			
	障害等の状況	身障手帳 級・愛の手帳 度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・特殊疾病			
振込金融機関	銀行・信用金庫・農協		口座番号		
	本店・支店・出張所		フリガナ		
	店番	普通・貯蓄	口座名義		

※市記入欄

所得額等の計算	総所得	円	雑損・医療・小共・配特	円
		円	普障 (人)	円
	合計所得 ㉔	円	特障 (人)	円
			寡婦(夫)・寡特・勤労	円
	扶養親族数計	人	一律控除	80,000 円
	老人 人	円	控除計 ㉕	円
	特定 人	円		
限度額加算額計	円	控除後所得額 ㉔-㉕	円	

受付

審査	障害等の状況		限度額	支給決定額
	1	級・度・脳性麻痺・筋萎縮症・特殊疾病	円	円
	2	級・度・脳性麻痺・筋萎縮症・特殊疾病	円	円
	支給開始月	年 月	合計支給額	円

別記様式第2号(第3条関係)
(表)

申請	年 月 日	小平市中心障害児福祉手当受給者台帳		認定番号	第 号
認定	年 月 日			支給開始年月	年 月 日
受給者	住 所		電話()	連絡先	
	生年月日 年 月 日生			勤務先	
障 害 児	住 所				
	氏 名				保護者との 続 柄
	生年月日				性 別 男 ・ 女
	就学の状況				
障 害 の 状 況				身 体 ・ 知 的	種 別 等 級
資格消滅年月日			消滅理由		
備 考					
認 定 番 号	受 給 者 氏 名	住 所		金融機関名・口座番号	

(裏)

年度	支給月額	変更支給月額	6月期		10月期		2月期		備考
			支給月額	支払金額	支給月額	支払金額	支給月額	支払金額	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
	年 月	年 月	2・3・4・5	円	6・7・8・9	円	10・11・12・1	円	
現 況 届	年度	届出の有無	扶 養 所 得		支給対象児童		備 考		
		有・無	(うち老)人	円	人				
		有・無	(うち老)人	円	人				
		有・無	(うち老)人	円	人				
		有・無	(うち老)人	円	人				
		有・無	(うち老)人	円	人				



別記様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

小平市中心身障害児福祉手当受給資格認定通知書

年 月 日付で申請のありました小平市中心身障害児福祉手当について、下記のとおり受給資格の認定をいたしましたので、小平市中心身障害児福祉手当支給条例（昭和41年条例第19号）第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給開始の時期 年 月
- 3 支給期日及び支給方法

支給期間	支給月
2月 から 5月 まで	6月
6月 から 9月 まで	10月
10月 から 1月 まで	2月

いずれの支給月もその月の10日に指定された金融機関の口座への振込みにより支給します。ただし、その日が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は金融機関の休業日に当たるときは、それらの日の翌日に振り込みます。

注

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

小平市中心障害児福祉手当受給資格認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました小平市中心障害児福祉手当の受給資格について審査しましたが、下記の理由で認定しないことに決定したので、通知します。

記

- 1 申請に係る児童の氏名
- 2 受給資格の認定をしなかった理由

注

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第5号(第5条関係)

年 月 日

小平市長 殿

受給者 住 所

氏 名



小平市中心身障害児福祉手当受給資格消滅届

下記の理由のため、小平市中心身障害児福祉手当受給資格が消滅したので、届け出ます。

記

1 消滅理由

2 消滅年月日

別記様式第6号(第5条関係)

年 月 日

小平市長 殿

受給者 住 所

氏 名



小平市中心障害児福祉手当受給変更届

下記のとおり、小平市中心障害児福祉手当交付申請書の内容に変更が生じたので、届け出ます。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 変更年月日

別記様式第7号(第5条の2関係)

年 月 日

小平市長 殿

小平市中心身障害児福祉手当現況届

小平市中心身障害児福祉手当の受給資格の現況を届け出ます。
所得状況の調査等の権限を小平市長に委任します。

保護者(申請者)	フリガナ			性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名	㊦					
	住所	電話 ()					
	配偶者の有無	有・無	年1月1日の住所		小平市・小平市以外		
児童	連絡先又は勤務先	電話 ()					
	氏名	生年月日	続柄	性別	同居・別居		
		.		男・女	同居・別居		
		.		男・女	同居・別居		
	障害の状況	身障手帳 級・愛の手帳 度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・特殊疾病					
※所得額等の計算	所得金額			控除額			
	総所得	円	雑・医・小規模	円			
		円	障害・特障	円			
	合計所得(A)	円	寡・勤・配特	円			
	扶養親族の数	人	一律控除	円			
	[特定](老人)	人	控除計(B)	円			
	扶養親族等でない児童	人	A - B	円			
計	人	限度額	円				
※児童	障害の状況					支給月額	
	身障手帳 級・愛の手帳 度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・特殊疾病					円	
	身障手帳 級・愛の手帳 度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・特殊疾病					円	

※市記入欄

- 別記様式第1号 (第2条関係)
- 別記様式第2号 (第3条関係)
- 別記様式第3号 (第4条関係)
- 別記様式第4号 (第4条関係)
- 別記様式第5号 (第5条関係)
- 別記様式第6号 (第5条関係)
- 別記様式第7号 (第5条の2関係)